

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ④)
(大田区認定手続用)

売上高の減少率算出表(イ④)

業種(注1)	【A】申込み時点における最近1か月間の売上高等(注2) (年 月)	【B】Aの期間に対応する前年等の1か月間の売上高等(注2) ※災害等の影響を受ける直前同期を記載すること (年 月)
業	円	円
業	円	円
業	円	円
合計	【A】 円	【B】 円

$$\frac{【B】 - 【A】}{【B】} \times 100 = \text{(イ)} \quad \boxed{} \% \quad \begin{array}{l} \text{※小数点第2位以下切捨て} \\ \text{※認定基準は5\%以上} \end{array}$$

業種(注1)	【C】Aの期間後2か月間の見込み売上高等 (年 月 ~ 年 月)	【D】Cの期間に対応する前年等の2か月間の売上高等 ※災害等の影響を受ける直前同期を記載すること (年 月 ~ 年 月)
業	円	円
業	円	円
業	円	円
合計	【C】 円	【D】 円

$$\frac{【B】 + 【D】 - (【A】 + 【C】)}{【B】 + 【D】} \times 100 = \text{(ロ)} \quad \boxed{} \% \quad \begin{array}{l} \text{※小数点第2位以下切捨て} \\ \text{※認定基準は5\%以上} \end{array}$$

- (注1) 業種欄には、営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載してください。当該業種は全て指定業種であることが必要です。
- (注2) 複数の指定業種の売上高を合算して記載することも可能です。

上記は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け前後の売上高の比較で相違ありません。

【根拠資料がない場合】

売上高の金額について、上記のとおり相違ありません。

申請者の商号及び氏名(代表者)

年 月 日

税理士・公認会計士

年 月 日

実印

印

(注)直近の確定申告以降に顧問税理士等を変更している場合は、顧問契約書のコピーを添付してください。

- ※ 申請者の印は、申請書の印と同一もの(実印)を押印してください。
- ※ 税理士・公認会計士の署名・捺印がない場合には、上記【A】【B】【D】の期間の売上高の金額の根拠を客観的に確認できる資料(決算書、月次試算表、取引先別の内訳が記載されている売上台帳等)の写しを一緒に提出してください。
- ※ 上記(イ)及び(ロ)の両方について、減少率が5%以上の場合が認定対象です。
- ※ 上記【A】「最近1か月間の売上高等」の金額を「最近6か月平均売上高等」の金額を使用して比較する場合は、【B】欄の金額についても、Aの期間に対応する「6か月平均売上高等」の金額を使用して比較します。